

8. デジタル化への対応について

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる骨太方針）では、

- ・デジタル時代に相応しい行政、規制・制度に見直すため、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進する。今後3年間の集中改革期間において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく目視規制や常駐専任規制等の法令等の見直しなどを行い、デジタル原則への適合を目指す。
 - ・我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則（デジタルファースト・ワンスオンリー・コネクテッド・ワンストップ）を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。
- などとされている。こうした方針に沿って、産業廃棄物に関するデジタル化についても、強力に推進していく。

（1）電子マニフェストの普及拡大

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を2022年度（令和4年度）において70%に拡大することを目標に掲げているが、令和4年3月末時点の普及率は71.7%となり、目標を達成した。今後、新たな目標の設定について検討をすることとしている。

こうした中、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、デジタルガバメント分野の新たな取組の1つとして、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引き上げ」が盛り込まれた。これを受けて、環境省では、産業廃棄物のマニ

フェスト制度を対象手続として選定し、令和2年12月4日にオンライン利用率引き上げの基本計画を策定（令和3年10月4日最終改訂）し、オンライン利用率の引上げのアクションプランを定めている。

その一環として、令和3年7月9日付け事務連絡「産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率の引上げの基本計画等の策定に伴う協力依頼について（依頼）」を発出し、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への電子マニフェスト加入促進の要請、公共工事での電子マニフェストの利用促進の要請及び排出事業者としての都道府県及び市町村による電子マニフェストの利用促進を各都道府県・政令市に依頼しており、これらを着実に実施するとともに、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マニフェストの利用促進など電子マニフェストの普及促進に向けた更なる御協力をお願いしたい。

また、令和2年4月1日から年間50トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を排出する事業場でこれらの処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化された。各都道府県・政令市におかれては、電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、電子マニフェストの使用義務が履行されているか立入検査等を通じて確認するようお願いしたい。さらに、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への指導についても御協力をお願いしたい。

オンライン利用率引き上げの基本計画では、電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び各アクションプランに掲げた取組の効果を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討することとしており、さらに、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）においても、「環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされていることから、所要の措置について検討することとしている。これに当たり、マニフェストの利用実態等に関する調査を

実施することを予定しているので、各都道府県・政令市においては、調査への御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画

https://www.env.go.jp/other/basic_plan_for_online_procedures_enhancement/index.html

- ・特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者向けパンフレット

https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/pdf/H31103_WEB_denmani.pdf

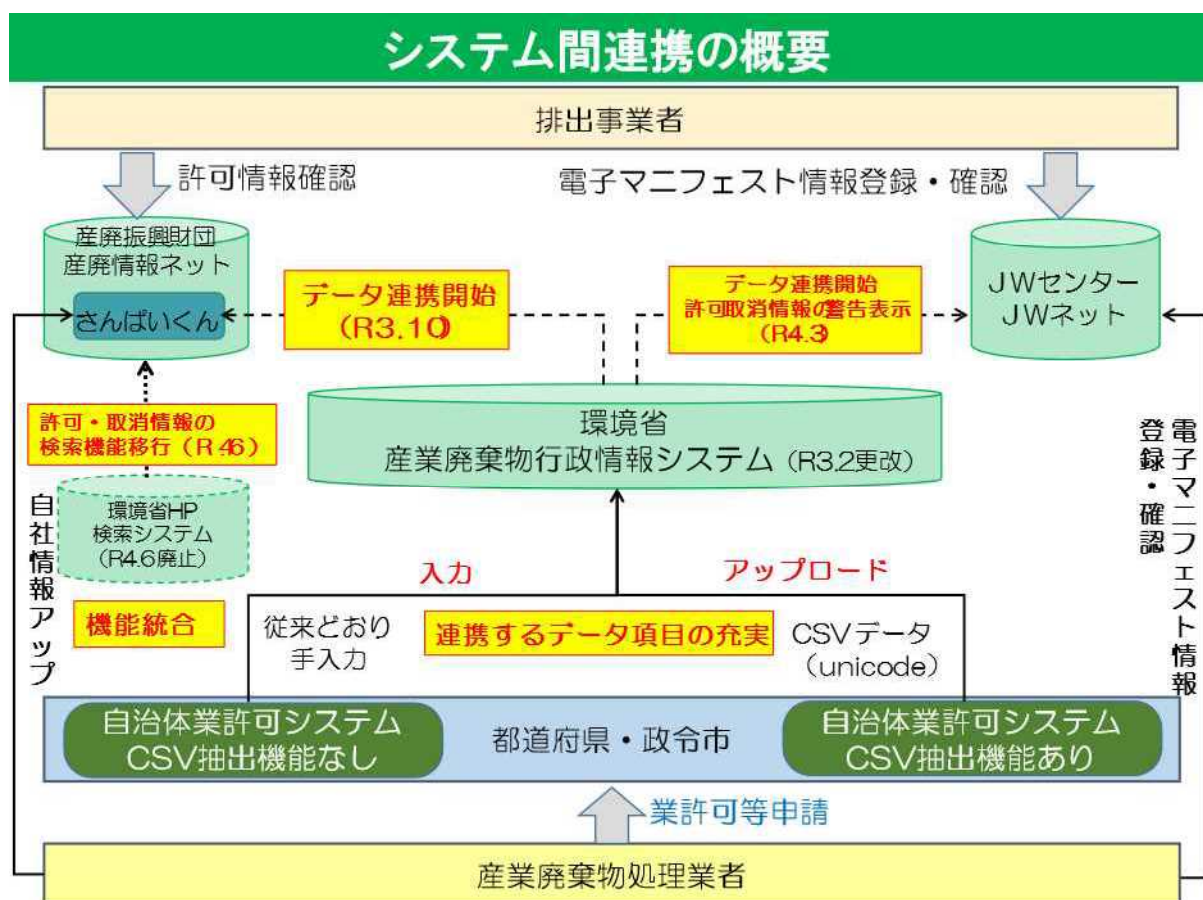
（２）許可情報・行政処分情報の迅速・確実な登録

令和３年１０月に産業廃棄物行政情報システムと産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携を開始し、認定を受けた優良産廃処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される機能が新たに追加されたことで排出事業者が適切な処理業者を選択することが可能となった。また、令和４年３月には、産業廃棄物行政情報システムと電子マニフェストシステムとのデータ連携を開始したことにより、電子マニフェスト利用者が許可取消処分を受けた事業者名を入力すると警告画面が表示されるなど適正処理を図ることが可能となった。さらに、令和４年６月（予定）には、環境省ウェブサイト上に掲載している「産業廃棄物処理業者許可情報検索システム」と「産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報」を産廃振興財団が運営する「産廃情報ネット」に移行し、「さんぱいくん」や「優良さんぱいナビ」とともに産廃処理業者に関するデータベース・検索システムを一元管理するなど、排出事業者が適切な処理業者を選択するための情報の充実と利便性の向上を推進している。

特に、認定を受けた優良産廃処理業者の特定不利益処分に係る情報（さんぱいくんでの公開）や、許可取消処分を受けた事業者に係る警告画面（電子マニフェストシステムでの表示）は、産業廃棄物行政情報システムに登録された情報を基にしていることから、誤った情報の登録や情報登録の遅滞によって、排出事業者が許可業者情報を正しく検索

できない等の事態が生じる可能性がある。各都道府県・政令市においては、この点を改めて御認識いただき、特に施設設置許可取消、事業停止等の行政処分情報については、迅速かつ正確に登録していただくようお願いする。

これらのデータ連携やデータベース・検索システムの公開が最大の効力を発揮するためには、最新の産業廃棄物処理業の許可情報及び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があるため、これまでも当課から各都道府県・政令市に迅速、正確な登録をお願いしてきたところである。各都道府県・政令市の御理解・御協力により改善傾向にあるが、依然として相当数の未登録情報が確認されている状況である。引き続き、CSV による一括登録機能を活用するなど登録業務の効率化を図り、これまで以上に産業廃棄物行政情報システムへの情報の登録が迅速・確実に行われるよう、お願いする。



（３）行政手続のオンライン化について

平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされた。また、政府全体においても、「デジタル・ガバメント実行計画」の策定・改定などにより、更なる電子化の推進を図っているところである。

規制改革推進会議では、「当面の規制改革の実施事項」（令和 2 年 12 月 22 日）として、書面・対面の見直しについて、「国民や事業者等が行政機関に申請等を行う約 2 万 2 千種類の手続のうち、約 1 万 9 千種類のオンライン化未実施の手続については、性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続 643 種類を除いて、5 年以内に、可能なものから速やかにオンライン化する」こととした。これを受けて、環境省においては、廃棄物処理法、PCB 特措法等に基づく産業廃棄物関係の行政手続の申請・届出等について、オンライン化を進めることとし、国による一元的なプラットフォームの整備、地方公共団体向け標準仕様書の作成を進めるため、本年度中にシステム仕様を策定すべく試作評価を行い、令和 5 年度にシステム構築を行う予定である。一元的なプラットフォームでは、処理業者や排出事業者からの申請・届出等を受け付け、都道府県・政令市は当該申請・届出等の内容を確認し、届出受理、補正、審査、申請手数料の管理、許可証の交付等を行うことを想定している。事業者の利便性向上の観点からは、このプラットフォームが都道府県・政令市で最大限活用されることが望ましいと考えられることから、各都道府県・政令市においては、システム構築に向けた御理解・御協力をお願いしたい。

また、「デジタル・ガバメント実行計画」では、行政機関等への各手続における登記事項証明書の添付省略を可能とすることとされており、産業廃棄物に関連する各種許認可についても、添付書類として求めている登記事項証明書の電子化を進めることとなった。具体的な方法については、行政機関向けに共通 API や GUI 機能を提供し、法人の登記情報の提供を可能とする仕組みを構築することを予定しており、今後の導入に向けた御協力をお願いしたい。

（４）アナログ規制の見直し等について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月２４日閣議決定）において目指すべきデジタル社会の実現に向けて、「デジタル原則」が示され、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとされている。デジタル原則の１点目が「デジタル完結・自動化原則」であり、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。」とされている。

これを受けて、令和４年６月３日には、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会）が策定され、アナログ規制の見直し等について、集中改革期間（令和４年７月から令和７年６月までの３年間）における政府の取組方針が示された。この中で、アナログ規制を見直すことの効果として、経済成長や人手不足の解消、所得の向上といった点に加え、行政の在り方の変革につながるとされている。具体的には、行政の内部プロセスの見直しによる業務の負担軽減と質の向上、現場の各種データがリアルタイムで把握可能になることによる政策の機動的で柔軟な見直し、民間企業の有するデジタル技術の活用による官民の連携・共創の動きの発展が期待されている。

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪問覧・縦覧規制の７項目が挙げられ、アナログ行為を求める場合があると解される法令等について、規制の見直しを検討することとしている。

このため、産業廃棄物に関する規制等についても、必要な見直しを検討していくこととしているが、産業廃棄物行政においては、平成２９年の廃棄物処理法改正により有害使用済機器保管等業者の届出制度ができるなど、適正な運用のための都道府県・政令市の負担が増加しており、さらに、排出事業者や廃棄物処理事業者においても、処理状況や施設の稼働・維持管理状況について、目視や実地による確認に多くの時間を割いている。

デジタル技術の活用により、遠隔監視やオンラインによる許可業者や施設の確認や維持管理に必要な確認行為による適合性判定の自動化が可能となれば、実地に赴くためのコスト、時間、確認行為に必要な人的資源の削減につながることを期待されるが、一方で目視や実地確認に対して不適正処理の抑止効果が弱まる、確認の正確性が低下するとの懸念もある。

そこで、環境省では、本年度から、導入可能なデジタル技術を活用した行政による指導・監視、事業者が行う目視点検の自動常時監視化、廃棄物処理施設の維持管理基準に係る判断の自動化等の実現可能性の検討に着手している。本取組を通じて、各都道府県・政令市を含めた廃棄物処理法に係る関係者の業務の合理化の支援に努めてまいりたい。

各都道府県・政令市におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点も踏まえつつ、加速化するデジタル社会の到来を見据え、非対面型で対処できる業務を洗い出し、できるところから電子化するなど、行政のデジタル化に積極的に取り組んでいただきたい。

<参考資料>

- ・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（デジタル臨時行政調査会（第4回）資料7）

<https://www.digital.go.jp/councils/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

9. 産業廃棄物処理業の振興について

(1) 優良産廃処理業者認定制度について

①優良産廃処理業者認定制度の概要について

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度として、平成 23 年に優良産廃処理業者認定制度が施行している。この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る 5 つの基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、令和 4 年 3 月 31 日現在で、12,302 件（1,426 事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。各都道府県・政令市におかれては、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して各都道府県・政令市が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いしたい。

また、優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者が優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要であり、産廃情報ネットや優良さんばいナビを通じた情報発信を行っている。

他方で、優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を排出事業者等が確認できるようにすべきである。このため、令和 3 年 10 月に産業廃棄物行政情報システムと産廃振興財団システム「さんばいくん」とのデータ連携を開始し、認定を受けた優良産廃処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される機能が新たに追加された。

さらに、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、遅滞なく環境省に御報告いただくようお願いしたい。

令和2年の施行規則改正により、優良認定基準に適合するものとして業の許可を受けようとする場合において、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として環境大臣が指定する者が作成した書類を提出できることとされた。令和2年9月23日付け環境省告示第74号では、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団（振興財団）を指定しており、振興財団は、事業の透明性に係る基準の適合についての証明書（適合証明書）を発行することになった。この適合証明書が提出されれば、都道府県・政令市による事業の透明性の確認に当たり、インターネットの公表事項の内容確認が不要となることから、優良認定の審査業務の効率化・迅速化につなげていただきたい。

なお、本改正にあわせて、令和2年10月に「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」も改正されているので参照されたい。

また、特定不利益処分を受けた優良産廃処理業者に交付する許可証の備考欄に、特定不利益処分を受けた旨を記載することは差し支えない。

<参考資料>

- ・優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）

<https://www3.sanpainet.or.jp/>

- ・優良産廃処理業者認定制度

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

https://www.env.go.jp/recycle/manual01_inst-1.pdf

②環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針において、契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が位置付けられている。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされているところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとされている。このうち、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

これについて、令和2年10月から完全施行した優良産廃処理業者認定制度の優良認定基準の見直しを踏まえ、裾切り方式の評価基準の変更を行っている点に留意されたい。

国及び独立行政法人等における令和2年度の産業廃棄物処理委託の契約実績において、環境配慮契約未実施の場合は優良認定業者と契約した件数の割合が39.9%であったのに対して、環境配慮契約実施の場合は78.7%であり、環境配慮契約の実施は入札時における優良認定業者の参入を促す要因の1つとなっていると考えられる。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の実施の際には、入札時における優良認定業者の参入の促進に積極的に取り組まれない。

<参考資料>

- ・環境配慮契約について

<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

- ・環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyo.pdf

（２）産業廃棄物処理における人材の多様化について

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」との理念の下、包摂的な社会を実現するとの観点から、「ジェンダー平等を実現しよう」（目標 5）、「働きがいも経済成長も」（目標 8）、「人や国の不平等をなくそう」（目標 10）といった目標（ゴール）を掲げている。他方で、我が国の産業廃棄物処理業では、人手不足が深刻な問題となっており、障害者、外国人、女性、高齢者等、多様な人材を確保することにより、人手不足問題と SDGs の同時解決を図ることが期待される。

こうした背景の下、環境省では、産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する調査を行っており、令和 2 年度にはアンケート調査を実施して人材確保の状況を把握したところであるが、多様な人材の確保が進まない背景には、雇用するに当たっての課題や負担、デメリットなどが存在している、あるいは存在すると認識されていると思われる。そこで、令和 3 年度には女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の確保・活用に取り組んでいる産業廃棄物処理業者 15 社に、多様な人材を受け入れるに当たっての課題やそれへの対応、受け入れたメリットなどをヒアリングし、その結果を取組事例集としてまとめたところであり、各都道府県・政令市においては、多様な人材が活躍する地域社会づくりの観点からも、ぜひご参照いただきたい。

各事例において、ハード・ソフトの様々な課題等がみられたが、それらを克服して受け入れた結果、人手不足の解消や障害者の法定雇用率の達成といった直接的な課題解決や、企業イメージの向上に止まらず、受入企業のビジネス展開にポジティブな効果があるとの声が多くあった。

また、多様な人材を受け入れるためのハードやルールの整備は、他の社員の労働環境の改善やワークライフバランスの向上につながるとともに、明るい、勤勉、丁寧といった多様な人材のパーソナリティが、職場の雰囲気をよくする、他の社員の意識改革につながるといった、ポジティブな影響を及ぼしていることも、企業にとって大きなメリットになっていると考えられる。

各都道府県・政令市におかれては、企業の意向や取組も踏まえ、産業廃棄物処理業者とも連携し、地域版 SDGs である地域循環共生圏の構築など、SDGs の推進に向けた地域社会の活動を進めていただきたい。

<参考資料>

- ・令和 2 年度産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する調査結果概要

<https://www.env.go.jp/recycle/diversity2020.pdf>

- ・産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する取組事例集

<https://www.env.go.jp/recycle/diversity2021.pdf>

（３）廃棄物関連税制等の政府支援策について

産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策は、環境省以外にも関係省庁や日本政策金融公庫等が用意している補助金、税制、融資、計画認定等多岐にわたっている。このため、環境省では、令和 3 年度の支援策を取りまとめ、環境省ウェブサイトにて公表している。管下の産業廃棄物処理業者から相談があれば、適宜紹介していただきたい。

なお、政府支援策のうち、廃棄物関係の税制については、下記の特例措置が講じられてきた。これらのうち、下記（ア）及び（イ）については令和 3 年度末をもってその特例措置の期限を迎えることから延長要望を行い、令和 4 年度税制改正大綱（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）を受けた地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）関連法令の一部改正により、下記のとおり、特例措置の内容が一部変更された。については、当該制度がより一層活用され、適正処理の推進に資するよう、引き続き廃棄物処理の関係者に広く周知いただくようお願いする。

（ア）特定廃棄物最終処分場における維持管理積立金（特定災害防止準備金）の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場の適正な維持管理の実施を図るため、処分場設置者が埋立終了後の維持管理に要する費用として維持管理積立金（特定災害防止準備金）を積み立てた

際に、準備金積立率の一定割合について、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置。

申請に当たっては、適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付が必要となる。

令和4年度税制改正では、令和3年度末時点で廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けている者について、令和4年度及び令和5年度は現行どおりの準備金積立率60%による積立てを認めるとともに、令和6年度から令和10年度までについては、1年ごとに10%ずつ縮小した率による積立て（例：令和6年度は50%、令和7年度は40%）を認める措置を講ずることとされた。

（イ）公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設（※1）：1/2、一般廃棄物の最終処分場（※2）：2/3、PCB廃棄物等処理施設（※3）：1/3、石綿含有産業廃棄物等処理施設（※4）：1/2）について、該当する施設を有する都道府県・政令市におかれては、制度の周知にご協力願いたい。

なお、令和4年度税制改正では、ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する、また一般廃棄物最終処分場について、適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する旨の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長することとされた。（適用期限：令和5年度末まで）

（※1）ごみ処理施設であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※2）一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※3・4）PCB廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの、石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第

1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

(ウ) 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置について、令和 3 年度税制改正では、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、適用対象を中小事業者等に限定した上で、その適用期限を 3 年延長することとされた（適用期限：令和 6 年度末まで）。

<参考資料>

- ・産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/assistance.html>

(4) 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成 24 年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については地方環境事務所長）に申請し、認定を受けることにより、税制措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

- ・経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

(5) 産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上

を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラとなっている。

他方、産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるだけでなく、地方の雇用を創り出し、新たな循環ビジネスを生み出し得るものである。また、災害発生時には早急な復興・復旧に向け、その技術やノウハウを生かしつつ、自治体や関係者と連携して早期処理に取り組むことが期待されている。このように、産業廃棄物処理業は、地方創生に貢献し得る最も有力な産業の1つである。

そこで、産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理等の社会的責任を果たしつつ、それ以外にも、地域経済の活性化・雇用の創出等の地方創生に貢献することとなるよう、環境省では、平成29年5月19日に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）を公表した。

同提言においては、労働力人口の減少や環境制約顕在化等の社会経済動向の変化により「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクの高まりを指摘し、それらに対応して産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げるために、処理業者における成長と底上げ戦略の確立と、処理業者を支援するための関係者による方策として①先進的優良企業の育成（優良認定制度の強化と有効活用等）、②排出事業者の意識改革（排出事業者責任についての周知等）、③意欲ある企業の支援体制整備（環境に配慮した契約・調達の促進等）、④優良先進事例のPR・情報発信（産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート等）が掲げられた。

併せて、同提言の中で関係者ごとに取り組むべき振興方策が整理され、地方公共団体の役割としては、排出事業者が処理業者を選定するに当たって、価格のみならず資源循環推進や低炭素化促進といった付加価値が評価されるよう排出事業者の意識改革を進めるための指導強化や、業界団体による処理技術や労働安全管理、経営面・法令面の課題解決の支援への協力、処理業者や再生利用先等との連携による再生材の品質基準整備、業界団体による人材確保・育成に関する取組への協力、地域における環境教育や環境学習の場としての産業廃棄物処理施設の活用等が求められている。

<参考資料>

- ・産業廃棄物処理業の振興方策

<https://www.env.go.jp/recycle/promotion/index.html>

10. その他の産業廃棄物処理制度等の動向について

(1) 公共関与等による施設整備の推進について(廃棄物処理センター制度)

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることにより、先進的な技術的内容を含めた維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっており、新たな目標を設定予定である。以上のことから、これらの制度を活用しつつ、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、御協力をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

<廃棄物処理センターの指定状況>

令和3年3月現在、岩手県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、三重県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県及び鳥取県の19法人（岩手県内2法人）について指定を行っている。

<課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要>

- ・ 廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補

助を含む。) 額の同額を国庫補助。(ただし、施設整備費の1/4が上限)

- ・ 都道府県ごと、施設の種類ごとに1つに限り補助対象。
- ・ 補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・ 対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

(2) 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行う者が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成15年12月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については令和4年3月末現在で306件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引きについては、申請書等の様式とともに環境省のウェブサイトで公開しており、最新改定(令和3年9月)では申請等資料における登記事項証明書の省略について反映させたところであり、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成9年12月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われており、産業廃棄物については令和4年3月末現在の認定数は64件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣

が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、再生利用認定制度の申請の手引きについても、申請書等の様式とともに環境省のウェブサイトで公開しており、最新改定（令和３年９月）では申請等資料における登記事項証明書の省略について反映させたところであり、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施し、法令の遵守について指導しているところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供いただきたい。

また、３Ｒの推進の観点から、再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を積極的に行うよう併せてお願いしたい。

<参考資料>

- ・広域認定制度の概要及び申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

- ・再生利用認定制度申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

（３）廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第２条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進ん

でいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会（循環型社会形成推進基本法第2条）であるから、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないよう留意されたい。

なお、第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）において、平成24年度に作成された「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新を行うこととされたのを受け、令和4年3月に更新したので、バイオマス発電燃料等の廃棄物該当性の判断に当たり、参考材料とされた。

<参考資料>

- ・「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>
- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf

- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年上期に講ずるこされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について
<https://www.env.go.jp/recycle/【セット版】130628事務連絡（規制改革通知QA改正）.pdf>
- ・令和 3 年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集
<https://www.env.go.jp/recycle/example.pdf>

（４）条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとならないよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきたところである。特に廃プラスチックや災害等により発生した産業廃棄物を広域的に処理するに当たり、流入規制等が円滑な処理の妨げになり、不適正処理を招く可能性がある。不必要な独自規制についてはその廃止、緩和を速やかに実施されたい。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また住民同意については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を受けているところであり、円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを踏まえ、必要な見直しを進められたい。

（５）押印廃止、報告書等の様式の統一等について

「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）にて押印の全面見直しが推進されることとなったことに伴い、規則様式にて許可申請者等の押印を求めているものについて、令和２年末にいずれも押印不要とする改正を行ったところである。令和３年１月５日付け事務連絡「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）」も参考に、新様式での対応をお願いしたい。

産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、廃棄物処理法施行規則により様式が定められているが、一部の各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。平成２９年２月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

これを受けて、平成３０年度に実態把握の調査を行ったところ、規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いている自治体が約２割程度となっており、各都道府県・政令市の事務の実情に合わせてフォーマットの加工等を行っている状況であった。この調査を受け、様式を統一するよう通知（平成３１年３月２９日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について（通知）」）を発出し、産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式の電子データについて環境省ウェブサイトに掲載した。

しかしながら、依然として、独自の様式での提出を求めている都道府県・政令市が存在している状況である。「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）においても、これらの報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずることとされたところであり、かかる都道府県・政令市におかれては、事業者の事務負担の軽減の観点から改めて省令様式に統一されるようお願いしたい。少なくとも、事業者による省令様式で

の提出を拒否しないようお願いする。現在、産業廃棄物関係の行政手続の申請・届出等のオンライン化の検討を進めているところであるが、国による一元的なプラットフォームの整備に当たっては、事業者の利便性を考慮し、提出様式等の統一化を一層推進していくこととしているので、各都道府県・政令市の御理解・御協力をお願いする。

また、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。自治体によっては、法定書類以外の書類を追加請求するところもあるが、不合理な追加書類については撤廃を検討されたい。更新許可手続等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

<参考資料>

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について
(規則様式等についてもこちらに掲載)

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html>

(6) 漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂について

漁業生産活動及びこれに付随する行為に伴って生ずる廃棄物（以下「漁業系廃棄物」という。）等の発生抑制、再使用、再利用、熱回収及び適正な処理の確保を図るため、平成3年に作成された「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を改訂し、令和2年5月29日に公表し、各都道府県・政令市に通知した。

改訂されたガイドラインにおいては、廃棄物処理法のうち漁業系廃棄物の処理に関連する最新の規制等の内容を反映しているほか、漁業者の廃棄物処理に役立つ情報（自己処理や処理の委託先、契約内容等に関する情報）を盛り込み、漁業系廃棄物等の発生抑制や循環的な利用(再使用、再生利用等)に資する情報を充実させている。

また、漁業系廃棄物の計画的処理の推進について、水産庁でも漁業系廃棄物計画的処

理推進指針を作成している。この指針は、漁業者による自らの漁業系廃棄物の計画的な処理及び漁業者団体等の主導による地域で大量に発生する同一種類の漁業系廃棄物の集団的かつ計画的な処理の推進を目的としており、本ガイドラインと併せて関係者に周知願いたい。

<参考資料>

- ・漁業系廃棄物処理ガイドライン（本文、参考資料、概要資料、パンフレット、関連通知等）

https://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gyogyokei/post_55.html

（７）建設汚泥処理物等に係る再生利用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えていること等により、今後発生量の増大が見込まれていることから、その再生利用をより一層推進する必要がある。

建設汚泥処理物等については、平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄される等の不適正処理のおそれがあることも指摘されている一方、「不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現する」観点から、「再生利用に係る要件や廃棄物処理法における再生品の扱いについて認識を共有することが重要であることから、関係者による建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討結果を踏まえつつ、（中略）必要な措置を講ずるべき」旨の指摘を受けている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが重要であるが、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成 18 年 7 月 4 日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産 060704001 号）で示し

た考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

また、仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩落等の生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに適切に保管され、当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であることが確認できる場合は、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えた当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当であり、このことを建設汚泥処理物等に係る処理業者や製造業者とは独立・中立的な第三者が、透明性及び客観性をもって判断する場合も同様に扱うことが適当であることから、令和２年７月20日付け「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（環循規発第2007202号）を各都道府県・政令市に発出し、再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化した。

本通知の内容を踏まえ、令和３年８月に公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が第三者認証業務を開始しており、開始の連絡を受け各都道府県・政令市に連絡したところである。再生利用指定制度の活用と併せて、当該通知に基づく取組を活用していただき、建設汚泥処理物等の適正な再生利用を積極的に推進されたい。

<参考資料>

- ・「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日環廃産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/kensetu_tuuti.pdf
- ・「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（令和２年7月20日環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k096.pdf>

（８）建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。各都道府県・政令市においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け、環境省では、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（環循適発第 1806224 号、環循規発第 1806224 号平成 30 年 6 月 22 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を発出し、周知している。

また、残置物とは別の話ではあるが、既存建物の解体撤去を伴う建築工事における、既存の杭・地下躯体・山留め壁等の取扱いについては、令和 3 年 9 月 30 日付け「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（環循適発第 2109301 号、環循規発第 2109302 号）の第 3 を参考にされたい。

<参考資料>

- ・建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

- ・第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）

https://www.env.go.jp/recycle/R3notice_2.pdf

- ・既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（一般社団法人 日本建設業連合会）

https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground_guidline.pdf

（９）産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。

これを受け環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年 7 月 17 日付け依頼文（環廃産発第 070717002 号）により各都道府県・政令市に産業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に行うなど、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合において普及活動を

積極的に行ってきた。また、平成 21 年度からは、年 3 回程度、自治体職員、産業廃棄物処理業者を対象とした暴力団排除講習を実施している。

平成 25 年 5 月 28 日に開催された犯罪対策閣僚会議においても、「公共事業等及び起業活動からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進していることが確認されたところである。各都道府県・政令市におかれても、同様に暴力団排除対策について強力に推進されるようお願いしたい。

なお、令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会は 2 回の W E B 開催となったが、令和 4 年度も新型コロナウイルスの感染拡大状況に配慮しつつ、適切な方法で開催する予定である。引き続き、関係職員に積極的に御参加いただくとともに、開催地及び開催地周辺の自治体にあつては、管轄区域内の産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者に対しても参加を積極的に呼びかけていただくよう御配意願いたい。

<参考資料>

- ・企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（首相官邸 犯罪対策閣僚会議）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index_before090916.html

（１０）産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いしたい。

上記の取組を推進するため、令和３年度には違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを実施（Web で計２回開催）した。今年度も開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

（１１）産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年度各都道府県・政令市の協力を得て実施しているところであり、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いしたい。

産業廃棄物行政組織等調査については、これまで、速報値と確定値の２回にわたって調査を実施してきたところであるが、都道府県・政令市の負担軽減及び確定値の早期公表の観点から、速報値の調査を廃止し、確定値のみの調査を行うこととした。令和４年度実施分のみ、令和２年度及び令和３年度の確定値の調査を行うこととなるが、各都道府県・政令市の御理解・御協力をお願いする。

（１２）専ら再生利用の目的となる廃棄物について

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄物処理業の許可が不要とされており、事業者が、その一般廃棄物又は産業廃棄物の運

搬又は処分を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされている。また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされているが、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合は交付を要しないとされている。

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整第 43 号厚生省環境衛生局長通知）及び「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 3 月 30 日付け環循規発第 2003301 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているので、御了知願いたい。

なお、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処理を業を主として行っている業者であっても、専ら再生利用の目的となる廃棄物の再生利用を行う場合は、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理については許可不要である。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されていない場合には許可が必要である。

専ら再生利用の目的となる廃棄物について

	廃棄物		(使用済み) 有価物
	その他の焼却・埋立 処分等される廃棄物	専ら再生利用の 目的となる廃棄物	
収集運搬業・ 処分業の許可	必要	再生利用を行う場合は 不要 (法第7条、第14条)	廃掃法の適用なし
排出事業者が 処理を委託で きる者	許可業者 又は その他省令で定める者	再生利用を 業として行う者 (法第6条第6項、第12条第5項、 規則第5条の17、第8条の2の8)	
産業廃棄物の マニフェスト 交付義務	必要	再生利用を業として行 う者に委託する場合は 不要 (法第12条の3、規則第8条の19)	

専ら再生利用の目的となる廃棄物に関する規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、一部省略）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合に於ては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、**専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**その他環境省令で定める者については、この限りでない。

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、**専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者**その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第14条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合に於ては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、**専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**その他環境省令で定める者については、この限りでない。

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、**専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者**その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第6条第6項 **事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。**

第12条第5項 **事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。**

施行規則

（一般廃棄物の運搬を委託できる者）

第1条の17

一 **専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**

（産業廃棄物の運搬を委託できる者）

第8条の2の8

二 **専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**

第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（**環境省令で定める場合を除く。**）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

施行規則

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

第8条の19

三 **専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合**

（13）廃棄物関連の自治体からの疑義照会窓口の整理について

従前より、各都道府県をはじめとした自治体の廃棄物部局から、廃棄物処理法の解釈について疑義照会を廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課に直接頂いてきたところだが、

- ・環境省本省及び各地方環境事務所並びに管轄都道府県等との連携強化（災害対応、PCB廃棄物処理、木くず・プラ等・搬入規制等の実態把握など）
- ・地方環境事務所における知見強化
- ・本省と地方環境事務所の役割整理を通じた業務効率化

の3点を目的として、疑義照会窓口を原則として、令和2年8月から地方環境事務所に一元化しているところであり、各都道府県・政令市の廃棄物部署のご理解・ご協力に感謝申し上げます。なお、法令等の解釈に係る案件以外の問い合わせについては、引き続き直接廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課にお送りいただいて差し支えない。